

**健康保険法施行規則第八十六条の二第二号の規定に基づき
厚生労働大臣が定めるものを廃止する件案について（概要）**

1. 概要

- 健康保険制度における出産育児一時金については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 101 条において「被保険者が出産したときは、出産育児一時金として、政令で定める金額を支給する」と規定されており、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「健保令」という。）第 36 条において、当該額を 40.4 万円と定めている。
- 更に、当該額については、特定出産事故（健保令第 36 条第 1 号に規定する特定出産事故をいう。以下同じ。）が発生した場合において、出生した者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払いに要する費用の支出に備えるための保険契約であって一定の要件に該当するものが締結されている等の要件を満たす病院等における医学的管理の下での出産であると保険者が認める時には、3 万円を超えない範囲内で保険者が定める金額を加算することとしている。
- 今般、令和 4 年 1 月 1 日から産科医療補償制度について補償対象基準等の見直しが行われることを踏まえ、出産育児一時金に係る特定出産事故の基準について定めた健康保険法施行規則第 86 条の 2 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定めるもの（平成 20 年厚生労働省告示第 541 号）を廃止するもの。

2. 改正内容

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年 7 月公布予定。）により、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 86 条の 2 第 1 項が改正され、出産育児一時金に係る特定出産事故の基準が①「在胎週数 32 週以上かつ出生体重 1,400 グラム以上」又は②「在胎週数 28 週以上かつ厚生労働大臣が定める要件に該当するもの」から「在胎週数 28 週以上」となった。

これを踏まえ、②の「厚生労働大臣が定める要件」を定めていた告示について、廃止するもの。

3. 適用期日等

告示日　：令和 3 年 8 月 4 日

適用期日：令和 3 年 12 月 31 日